

令和 8年 3月 2日開会

令和 8年 3月 日閉会

## 令和 8 年第 2 回八百津町議会（定例会）議案

八百津町議会

# 令和8年第2回八百津町議会定例会議事日程表

令和8年3月2日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告	
日程第2	会議録署名議員の指名	
日程第3	会期の決定	
日程第4	選 第 1 号 副議長の選挙	1
日程第5	議案第 4 号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第10号））	2
日程第6	議案第 5 号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第11号））	4
日程第7	議案第 6 号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第12号））	6
日程第8	議案第 7 号 八百津町行政手続条例の一部を改正する条例について	8
日程第9	議案第 8 号 八百津町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	14
日程第10	議案第 9 号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	20
日程第11	議案第10号 八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	24
日程第12	議案第11号 八百津町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について	27
日程第13	議案第12号 八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について	41
日程第14	議案第13号 八百津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	43
日程第15	議案第14号 八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	53
日程第16	議案第15号 八百津町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について	62
日程第17	議案第16号 八百津町小口融資条例の一部を改正する条例について	64
日程第18	議案第17号 八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	68
日程第19	議案第18号 八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	71
日程第20	議案第19号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第13号）	別冊

日程第21	議案第20号	令和7年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) .....	別冊
日程第22	議案第21号	令和7年度八百津町下水道事業会計補正予算(第2号) ..	別冊
日程第23	議案第22号	令和8年度八百津町一般会計予算 .....	別冊
日程第24	議案第23号	令和8年度八百津町国民健康保険特別会計予算 .....	別冊
日程第25	議案第24号	令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算 .....	別冊
日程第26	議案第25号	令和8年度八百津町介護保険特別会計予算 .....	別冊
日程第27	議案第26号	令和8年度八百津町水道事業会計予算 .....	別冊
日程第28	議案第27号	令和8年度八百津町下水道事業会計予算 .....	別冊
日程第29	議案第28号	八百津町と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託につい て .....	76
日程第30	議案第29号	町道の路線認定について .....	79



選第1号

副議長の選挙

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により、八百津町議会副議長  
の選挙を行う。

令和8年3月2日

八百津町議会議長 後藤 一夫

議案第4号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

専第2号

令和7年度八百津町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について

令和8年1月23日に衆議院が解散したことによる、衆議院議員総選挙執行のため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月23日

八百津町長 金子政則

1 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第10号）

別冊

議案第5号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

専第3号

令和7年度八百津町一般会計補正予算（第11号）の専決処分について

岐阜県議会議員加茂郡選挙区選出議員に欠員が生じたことによる、補欠選挙執行のため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月27日

八百津町長 金子政則

1 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第11号）

別冊

議案第6号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

専第5号

令和7年度八百津町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について

八百津町議会議員に欠員が生じたことによる、補欠選挙執行のため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年2月18日

八百津町長 金子政則

1 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第12号）

別冊

議案第7号

八百津町行政手続条例の一部を改正する条例について  
八百津町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町行政手続条例の一部を改正する条例

八百津町行政手続条例（平成8年八百津町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体が固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体が固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処</p>

分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため、名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべ

分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため、名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべ

き者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

き者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(新設)

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人」となるべき者とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「\_\_\_\_\_とき」とあるのは「\_\_\_\_\_とき

(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み\_\_\_\_\_必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人\_\_\_\_\_となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項\_\_\_\_\_の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項\_\_\_\_\_中「不利益処分の名あて人」となるべき者とあるのは「当事者又は参加人」と、\_\_\_\_\_「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき

(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた\_\_\_\_\_日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人\_\_\_\_\_となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び\_\_\_\_\_第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28

条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

条」と、「同項第3号\_\_\_\_\_及び第4号」とあるのは「同条第3号\_\_\_\_\_」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

##### (通知の方法に関する経過措置)

- 2 改正後の八百津町行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

##### (提案説明)

行政手続法（平成5年法律第88号）の改正を踏まえ、聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示によって行う場合の方法について、同法に倣う改正を行うため、条例の一部を改正する。

議案第8号

八百津町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について  
八百津町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 町の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び議会の規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により町が処理することとされた事務について規定する岐阜県の条例及び岐阜県の規則をいう。

(2) 町の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 町長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びにこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき町の機関等に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき町の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（町の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける町の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料、使用料その他の歳入（以下この項において「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行う

ことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受け旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第9条 町は、町の機関等に係る手続等における情報通信技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 町は、町の機関等に係る手続等における情報通信技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

(情報通信技術を利用する手続等の公表)

第10条 町は、この条例の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案説明)

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の趣旨を踏まえ、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるため、本条例を制定する。

議案第9号

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八百津町職員の給与に関する条例（昭和30年八百津町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、<u>初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）</u>、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>（初任給調整手当）</u></p> <p>第8条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後町の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>第1種初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められ</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、<u>初任給調整手当</u> <u>_____</u>、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>（初任給調整手当）</u></p> <p>第8条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後町の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>初任給調整手当</u><u>_____</u>として支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u><u>_____</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められ</p>

る職員には、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給する。

- 3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、町の規則で定める。

第8条の4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第5条第2項及び同条第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第2項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手

る職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当 \_\_\_\_\_ を支給する。

- 3 前2項の規定により初任給調整手当 \_\_\_\_\_ を支給される職員の範囲、初任給調整手当 \_\_\_\_\_ の支給期間及び支給額その他初任給調整手当 \_\_\_\_\_ の支給に関し必要な事項は、町の規則で定める。

(新設)

当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初  
任給調整手当の支給に関し必要な事項は、  
規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案説明)

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に準じて、八百津町職員の初任給調整手当の改定を行うため、条例の一部を改正する。

議案第10号

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八百津町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第3（第19条関係） 定額報酬表 【別記1 参照】	別表第3（第19条関係） 定額報酬表 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

職種区分	支払区分	報酬の額
外国語指導助手	月額	273,200円
異文化交流アドバイザー	月額	220,900円
臨床心理士（相談会）	日額	30,000円
臨床心理士（健康診断）	日額	10,000円
健康運動管理士	日額	6,000円
教育相談員	時間額	2,000円
教育振興指導員	時間額	1,700円
教頭マネジメント支援員	時間額	1,600円
公民館長	時間額	1,600円
部活動指導員	時間額	1,500円
安全指導員	時間額	1,500円
山村活性化支援員	時間額	1,700円

改正前

職種区分	支払区分	報酬の額
外国語指導助手	月額	260,000円
異文化交流アドバイザー	月額	200,000円
臨床心理士（相談会）	日額	30,000円
臨床心理士（健康診断）	日額	10,000円
健康運動管理士	日額	5,000円
教育相談員	時間額	2,000円
教育振興指導員	時間額	1,500円
公民館長	時間額	1,300円
結婚相談員	時間額	1,300円
部活動指導員	時間額	1,100円
安全指導員	時間額	1,100円
山村活性化支援員	時間額	1,500円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案説明)

定額で定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正する。

議案第11号

八百津町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について  
八百津町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(八百津町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町職員の旅費に関する条例(昭和30年八百津町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 遺族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(6) <u>旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)</u>  <u>その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)</u>であつて、<u>町と旅行役務提供契約(旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)</u>を締結したものをいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 遺族 職員の配偶者(婚姻をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その</p>

出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は前項の規定による旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他町の規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額

\_\_\_\_\_のうち、その者の損失となった金額又は支出を要する金額で町の規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他町長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町の規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 (略)

2・3 (略)

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、町の規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない

出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は前項の規定による旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消を含む。以下同じ。）され

\_\_\_\_\_、又は死亡した場合において

\_\_\_\_\_、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で本町の規則\_\_\_\_\_で定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項、第4項\_\_\_\_\_の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他町長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町の規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(新設)

(旅行命令等)

第4条 (略)

2・3 (略)

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示

\_\_\_\_\_しなければならない。ただし、これを提示する\_\_\_\_\_いとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、

\_\_\_\_\_。  
5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、町の規則で定める。

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

2～4 (略)

5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、実費額又は第14条第2項に規定する額により支給する。

6 宿泊費は、第16条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として町の規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

7 包括宿泊費は、第16条の2に規定する合計額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのもので第6条に規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第8条 削除

又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿の記載事項及び様式は、町の規則で定める。

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料\_\_\_\_\_とする。

2～4 (略)

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は\_\_\_\_\_、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のた

第9条 削除

第10条 削除

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同

めに現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて、1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じた時は、これを1日とする。

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 1日の旅行において宿泊料について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多いほうの定額による宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの

は、所定の請求書

じ。)に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令権者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2～4 (略)

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって町の規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類は、町の規則で定める。

(証人等の旅費)

第11条の2 第3条第4項の規定により証人等に支給する旅費は、他の法令又は条例に別段の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、1級の職務にある者の例により旅行命令権者が町長と協議して定める旅費とする。

(1)・(2) (略)

(3) 法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)

\_\_\_\_\_)に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令権者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額\_\_\_\_\_)のうちその書類を提出しなかったためその旅費\_\_\_\_\_)の必要が明らかにされなかった部分の全額の支給を受けることができない。

2～4 (略)

(新設)

(新設)

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、町の規則で定める。

(証人等の旅費)

第11条の2 第3条第4項の規定により証人等に支給する旅費は、他の法令又は条例に別段の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、1級の職務にある者の例により旅行命令権者が町長と協議して定める旅費とする。

(1)・(2) (略)

(3) 法第115条の2第1項(第109条第5項において準用する場合を含む。)

の規定により公聴会に参加した者

(4) 法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、議会又は委員会の要求に応じ出頭した参考人

(5)～(8) (略)

2 (略)

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金、座席指定料金並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

(1)～(4) (略)

(5) 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金、第3号に規定する特別車両料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第4号に規定する座席指定料金は、旅行命令等に従った場合に特別急行列車又は普通急行列車を実際に利用することができるに限り、支給する。

3 (略)

(船賃)

第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

の規定により公聴会に参加した者

(4) 法第115条の2第2項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、議会又は委員会の要求に応じ出頭した参考人

(5)～(8) (略)

2 (略)

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金  
\_\_\_\_\_による。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 (略)

(船賃)

第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金  
\_\_\_\_\_による。

(1)～(5) (略)

(6) 前各号に付随する費用

2 (略)

(航空賃)

第13条の2 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

(1) 搭乗に要する運賃

(2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃等の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（特別職が移動する場合には、最上級の直近下級）の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 道路運送法第80条第1項の許可を

(1)～(5) (略)

(新設)

2 (略)

(航空賃)

第13条の2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃  
\_\_\_\_\_による。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(車賃 \_\_\_\_\_)

第14条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料

- (4) 前3号に掲げる運賃及び賃料以外の費用であつて、自家用自動車を利用する移動に要する費用（以下「車賃」という。）その他の移動に直接要する費用

- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 車賃は、職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を利用して移動した場合に限り、1キロメートルにつき37円を支給する。この場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(削る)

(宿泊費)

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2に掲げる旅行先の区分に応じ、特別職にあつては同表の指定職職員等の欄に定める額とし、一般職の職員にあつては同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町の規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(削る)

(包括宿泊費)

第16条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(新設)

から第14条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3に定める旅行先の区分に応じ、同表の宿泊手当の欄に定める額に現に宿泊した夜数を乗じた額とする。

2 宿泊手当は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃は要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(在勤地内旅行の旅費)

第19条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準として定めた日額旅費に限り支給する。

(1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、宿泊費基準額の範囲内の実費額の宿泊費

(2) 鉄道賃、船賃又はその他の交通費を要する場合は、第12条、第13条又は第14条の規定による額

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について支給し、その額は、出張の例に準じて町の規則で定める額とする。

(食卓料)

第17条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃は要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(在勤地内旅行の旅費)

第19条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準として定めた日額旅費に限り支給する。

(1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料

(2) 鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合は、第12条、第13条又は第14条の規定による額

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により、職員が出張中に退職となった場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費の額は、出張の例に準じて町の規則で定める額とする。

(旅費の支給の上限額)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第13条の2第1項各号及び第14条に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号の規定により、職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、当該職員が死亡した日における遺族1人ごとに、その帰住の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1) 12歳以上のものについては、その帰住の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに日当、宿泊料及び食卓料の3分の2に相当する額

(2) 12歳未満6歳以上のものについては、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 6歳未満のものについては、その帰住の際における職員相当の日当、宿泊料及び食卓料の3分の1に相当する額

(新設)



改正前

区分	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
	甲地方	乙地方	
特別職	13,100円	11,800円	2,600円
2級以上の職務にある者	10,900円	9,800円	2,200円
1級の職務にある者	8,700円	7,800円	1,700円

(八百津町企業職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 八百津町企業職員の旅費に関する条例(昭和46年八百津町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(準用規定)</p> <p>第3条 前2条に定めるもののほか、町の企業職員の旅費に関しては、八百津町職員の旅費に関する条例(昭和30年条例第23号)第3条から第27条までの規定を準用する。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第3条 前2条に定めるもののほか、町の企業職員の旅費に関しては、八百津町職員の旅費に関する条例(昭和30年条例第23号)第3条から第25条までの規定を準用する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八百津町職員の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第2項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の八百津町職員の旅費に関する条例(以下この項及び第4項において「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第2項に規定する旅行命令等を発した旅行により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第2項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が新条例第3条第5項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及

び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

- 5 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(提案説明)

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正に伴い、町職員及び企業職員の旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直し等を行うため、関係条例の一部を改正する。

議案第12号

八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について  
八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（令和2年八百津町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第5条 事業の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3) 12月29日から翌年の1月4日までの日</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 放課後児童クラブの利用時間は、次に定めるとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校の休業日（<u>                    </u>土曜日<u>                    </u>、春休み、夏休み、冬休み、その他休業日）は、午前8時から午後6時30分までとする。</p>	<p>(休業日)</p> <p>第5条 事業の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び<u>第1、第3、第5土曜日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）</u></p> <p><u>(4) 12月29日から翌年の1月4日までの日（休日を除く。）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 放課後児童クラブの利用時間は、次に定めるとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校の休業日（<u>第2、第4土曜日は拠点のみ</u>、春休み、夏休み、冬休み、その他休業日）は、午前8時から午後6時30分までとする。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案説明)

放課後児童健全育成事業は、現在土曜日に隔週開所しているが、土曜日に就労する保護者の利用ニーズの高まりに対応するため、毎週開所するよう本条例を改正する。

議案第13号

八百津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
八百津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 町長は、八百津町子ども・子育て会議条例（平成25年八百津町条例第19号）第1条に規定する八百津町子ども・子育て会議の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点

呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ご

とに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

#### （職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下回することはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

（1） 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該

一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園 認定子ども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定子ども園 幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八百津町条例第22号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

## 第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他こ

れらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第21条関係）

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するも

	のに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)
	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

(提案説明)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関して確保すべき必要な基準を定めるため、本条例を制定する。

議案第14号

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八百津町国民健康保険税条例（昭和39年八百津町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>6.53</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,600円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>5.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,000円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場</p>

合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 24, 300円

(2) 特定世帯 12, 150円

(3) 特定継続世帯 18, 225円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10, 400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.01を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11, 700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額

合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 27, 000円

(2) 特定世帯 13, 500円

(3) 特定継続世帯 20, 250円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9, 000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12, 000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額

は、1世帯について6,800円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該

は、1世帯について8,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該

公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 21,420円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,010円

(イ) 特定世帯 8,505円

(ウ) 特定継続世帯 12,758円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,280円

エ (略)

(ア)～(ウ) (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,190円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,760円

公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,900円

(イ) 特定世帯 9,450円

(ウ) 特定継続世帯 14,175円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,300円

エ (略)

(ア)～(ウ) (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 5,600円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 15,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,150円

(イ) 特定世帯 6,075円

(ウ) 特定継続世帯 9,113円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,200円

エ (略)

(ア)～(ウ) (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,850円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,500円

(イ) 特定世帯 6,750円

(ウ) 特定継続世帯 10,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,500円

エ (略)

(ア)～(ウ) (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3, 400円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6, 120円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 860円

(イ) 特定世帯 2, 430円

(ウ) 特定継続世帯 3, 645円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2, 080円

エ (略)

(ア)～(ウ) (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4, 000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5, 800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 400円

(イ) 特定世帯 2, 700円

(ウ) 特定継続世帯 4, 050円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1, 800円

エ (略)

(ア)～(ウ) (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保

険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2, 340円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 360円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 590円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 650円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12, 240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15, 300円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 560円

険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2, 400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 600円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 350円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 250円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11, 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14, 500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 350円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,600円</u>	イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,250円</u>
ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,160円</u>	ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,600円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,200円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,500円</u>
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の八百津町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案説明)

国民健康保険事業の健全な財政運営及び岐阜県国民健康保険運営方針が示す将来的な県内市町村の保険料水準の統一化に向け保険税率を改正するため、条例の一部を改正する。

議案第15号

八百津町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について  
八百津町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例

(設置)

第1条 町内に生息する鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条の規定に基づき、鳥獣被害対策実施隊を設置する。

(名称)

第2条 この隊は、八百津町鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）と称する。

2 実施隊に鳥獣被害対策実施隊員（以下「実施隊員」という。）を置く。

(任務)

第3条 実施隊は、八百津町鳥獣被害防止計画により、農林水産業関係機関と緊密な連携及び情報の共有化を図り、鳥獣の個体数調整、被害防止及び生息状況の調査を計画的に行い、もって鳥獣被害の防止に努めるものとする。

(委嘱)

第4条 実施隊員は、被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で、町長が任命する者とする。

2 実施隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の職員で非常勤とする。

(報酬)

第5条 実施隊員には、八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年八百津町条例第19号）の定めるところにより報酬を支給する。

(出役手当)

第6条 実施隊員には、前条による報酬のほか、出役した職務の内容に応じて出役手当を支給する。

(補償)

第7条 実施隊員の職務上の災害の補償は、八百津町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年八百津町条例第24号）の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、実施隊及び実施隊員の職務等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案説明)

八百津町鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を推進するため、鳥獣被害対策実施隊を設置するに当たり、本条例を制定する。

議案第16号

八百津町小口融資条例の一部を改正する条例について  
八百津町小口融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町小口融資条例の一部を改正する条例

八百津町小口融資条例（昭和50年八百津町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(申込人の資格)</p> <p>第4条 この条例において「中小企業者」とは、次の各号の要件を備えるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>申込み</u>の日以前1年間に納期が到来した町民税（所得割、法人の場合は法人税割）の課税があつて、これを完納しているもの。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者控除額、<u>寡婦控除額又はひとり親控除額</u>を控除されたことにより町民税の所得割の税額がなくなった者である場合は、均等割を完納しているもの</p> <p>(4) 前号の要件が満たされていない場合で、次に該当する場合は、この条例による取扱いを認める。この場合も第1号及び第2号の要件を備えていなければならない。</p> <p>ア 個人にあつては、<u>申込み</u>の日以前1年間に納期が到来した町民税（均等割）の課税があつて、これを完納しているもの。又は障害者控除額、<u>寡婦控除額、ひとり親控除額</u>を控除されたことにより非課税であるもの</p> <p>イ 法人にあつては、<u>申込み</u>の日以前1年間に納期が到来した町民税（均等割）の課税があつて、これを完納しているもの</p> <p>(削る)</p>	<p>(申込人の資格)</p> <p>第4条 この条例において「中小企業者」とは、次の各号の要件を備えるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>申込</u>の日以前1年間に納期が到来した町民税（所得割、法人の場合は法人税割）の課税があつて、これを完納しているもの。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者控除額、<u>老年者控除額又は寡婦控除額</u>を控除されたことにより町民税の所得割の税額がなくなった者である場合は、均等割を完納しているもの</p> <p>(4) 前号の要件が満たされていない場合で、次に該当する場合は、この条例による取扱いを認める。この場合も第1号及び第2号の要件を備えていなければならない。</p> <p>ア 個人にあつては、<u>申込</u>の日以前1年間に納期が到来した町民税（均等割）の課税があつて、これを完納しているもの。又は障害者控除額、<u>老年者控除額、寡婦控除額</u>を控除されたことにより非課税であるもの</p> <p>イ 法人にあつては、<u>申込</u>の日以前1年間に納期が到来した町民税（均等割）の課税があつて、これを完納しているもの</p> <p><u>(損失補償)</u></p> <p>第6条 <u>町は、この条例に基づく中小企業者の借入金（借入日が平成18年3月31日以前のものに限る。）につき、協会が代位弁済した場合には、その元金相当額の10</u></p>

(融資の条件)  
第6条 この条例に基づく融資の条件は、次の各号に定めるところによる。  
(1) (略)  
(2) 資金使途 事業上の運転資金及び軽易な設備資金  
(3)～(9) (略)

(削る)

(削る)

(削る)

分の1の金額を協会に対して損失補償金として交付する。  
2 町の交付する損失補償金の金額は、協会が毎年2月16日から翌年2月15日までに代位弁済した金額に前項の率を乗じた額とする。  
3 損失補償を行う期間、限度額及び手続等については、協会と別に定める契約によるものとする。  
4 協会は、損失補償の対象となった代位弁済金の全部又は一部を回収した場合は、毎年2月16日から翌年2月15日までの回収額に対し第1項の率を乗じた額を町に納付しなければならない。  
5 代位弁済から5年を経過した後の回収金については、前項の規定にかかわらず、協会は、町に納付することを要しない。

(融資の条件)

第7条 この条例に基づく融資の条件は、次の各号に定めるところによる。  
(1) (略)  
(2) 資金使途 事業上の運転資金並びに軽易な設備資金  
(3)～(9) (略)

(審査委員会)

第8条 この条例に基づく融資の適正を期するため、町に審査委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

第9条 委員会は、町長の諮問に応じ、融資並びにその他必要な事項について調査及び審査を行い、答申するものとする。

第10条 委員会は、委員長及び委員10名以内で組織する。

2 委員長は、副町長をもって充て、委員は、町長が次に掲げるもののうちから委嘱する。

(1) 議会議員 2名以内

(2) 商工会の役職員 2名以内

<p>(削る)</p> <p>(申込み及び 事務手続)</p> <p><u>第7条</u> この条例実施のために必要な<u>申込み及び 事務手続</u>は、別に定める。</p> <p>(報告の義務)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>	<p>(3) <u>指定金融機関の役職員 3名以内</u></p> <p>(4) <u>学識経験者 2名以内</u></p> <p><u>3 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 委員は、再任を妨げない。</u></p> <p><u>5 委員は、非常勤とする。</u></p> <p><u>6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>第11条 委員に対し報酬を支給し、職務を行うために要する費用を弁償することができる。</u></p> <p>(申込 並びに事務手続)</p> <p><u>第12条</u> この条例実施のために必要な<u>申込み及び事務手続</u>は、別に定める。</p> <p>(報告の義務)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案説明)

中小企業者への小口融資の運用上の課題を踏まえ必要な見直しを行うことにより、制度の適正化及び目的に沿った運用を図るため、条例の一部を改正する。

議案第17号

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年八百津町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

地域公共交通協議会委員	日額 6,000円
小口融資審査会委員	日額 6,000円
民生委員推薦会委員	日額 6,000円

」を

「

地域公共交通協議会委員	日額 6,000円
民生委員推薦会委員	日額 6,000円

」に、

「

農業委員選考委員会委員	日額 6,000円
新丸山ダム建設事業対策審議会委員	日額 6,000円

」を

「

農業委員選考委員会委員	日額 6,000円
鳥獣被害対策実施隊員	年額 10,000円
新丸山ダム建設事業対策審議会委員	日額 6,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案説明)

小口融資審査会の設置を廃止するとともに、新たに設置する鳥獣被害対策実施隊員を非常勤の特別職職員として追加し報酬等を定めるため、条例の一部を改正する。

議案第18号

八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について  
八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八百津町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年八百津町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族</p>

\_\_\_\_\_、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(削る)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

4 (略)

(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)

第18条の2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地盤の液状化その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50(傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては、100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては、100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては、100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては、100分の45)を乗じて得た額を加算した額とし、第16条

については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 (略)

(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)

第18条の2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波\_\_\_\_\_その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50(傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては、100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては、100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては、100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては、100分の45)を乗じて得た額を加算した額とし、第16条

の2第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額(第16条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額を控除した額)とする。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

【別記1 参照】

備考

1・2 (略)

の2第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額(第16条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額を控除した額)とする。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

【別記1 参照】

備考

1・2 (略)

### 【別記1】

改正後

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

改正前

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八百津町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた八百津町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病

補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(提案説明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の一部改正に伴い、損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について所要の改正を行うため、また、災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和7年法律第51号)の施行に伴い、災害の定義の例示を加えるため、条例の一部を改正する。

議案第28号

八百津町と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託について

別紙のとおり規約を定め、美濃加茂市に学校腎臓検診事務を委託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

## 美濃加茂市と八百津町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約

### (委託事務の範囲)

第1条 八百津町は、町立小中学校児童生徒の学校腎臓検診に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を美濃加茂市に委託する。

### (経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、八百津町が負担する。

2 前項に規定する経費の負担額は、美濃加茂市と委託事務の管理及び執行を美濃加茂市に委託する坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村（以下「関係町村」という。）による均等割額及び児童生徒数割額とする。この場合において、当該均等割額及び児童生徒数割額は、美濃加茂市長と関係町村の長が協議して定める。

3 第1項に規定する経費の交付の時期は、美濃加茂市長と八百津町長が協議して定める。この場合において、美濃加茂市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を八百津町長に送付しなければならない。

### (予算の執行)

第3条 美濃加茂市長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、美濃加茂市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

### (決算の通知)

第4条 美濃加茂市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を八百津町長に通知するものとする。

### (連絡会議)

第5条 美濃加茂市長は、八百津町長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期の連絡会議を、年1回開催するものとする。ただし、八百津町長からの申出があるときその他必要があると認めたときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

### (条例等の制定改廃の通知等)

第6条 美濃加茂市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される美濃加茂市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ八百津町長に通知しなければならない。

2 美濃加茂市長は、前項の規定により条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに八百津町長に通知しなければならない。

3 八百津町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

### (委託事務の廃止)

第7条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合は、原則として3月31日を廃止の日とする。この場合において、八百津町長は、当該年度の9月30日までに、書面により美濃加茂市長に

その旨を申し出なければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、美濃加茂市長と八百津町長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(提案説明)

令和8年度から、みのかも定住自立圏事業として実施する学校腎臓検診事業について、美濃加茂市に同事務を委託することについて、議会の議決を求める。

議案第29号

町道の路線認定について  
町道の路線を次のとおり認定する。  
令和8年3月2日提出

八百津町長 金子政則

1 認定する路線

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1115	十日神楽線支線五号	官公有無番地先（潮見 字 山王平 639 番 3）地先から 官公有無番地先（潮見 字 大西 601 番）	地先まで	

（提案説明）

整理番号1115は、道路新設工事による路線認定のため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。